

## 協 定 書

鳥取県西部広域行政管理組合（以下「甲」という。）、境港市（以下「乙」という。）、鳥取県西部再生資源事業協同組合（以下「丙」という。）及び永伸商事株式会社（以下「丁」という。）は、ペットボトルからペットボトルへの資源循環型リサイクル事業（以下「本事業」という。）を連携して実施するため、この協定書（以下「本協定書」という。）を締結する。

### 第1条（目的）

本協定書は、甲、乙、丙及び丁が連携して、使用済みペットボトルを水平リサイクルにより資源循環型リサイクルを実施することにより、廃棄物の減量及び資源の有効利用を推進し、持続可能な環境・経済・社会の実現を目指すことを目的とします。

### 第2条（役割）

甲、乙、丙及び丁は、次の各号について連携し協力する。

- （1）ペットボトルの水平リサイクルを実施及び維持継続するために必要な活動
- （2）ペットボトルの水平リサイクルに係る住民等への普及啓発に関する活動
- （3）その他、ペットボトルの水平リサイクルの推進を目的とした活動

### 第3条（リサイクルプラザに搬入された使用済みペットボトルのリサイクル）

- 1 甲は、リサイクルプラザに搬入された使用済みペットボトルの全量に係る中間処理を行い、当該中間処理を経た使用済みペットボトル（以下この条において「中間処理済みペットボトル」という。）を丙に売り渡す。
- 2 丙は、前項の規定により甲から買い受けた中間処理済みペットボトルを、丙の組合員である処理業者（以下「本処理業者」という。）に売り渡し、所有権を移転する。
- 3 丙は、前項の規定により本処理業者に売り渡した中間処理済みペットボトルにつき、当該本処理業者をして、丁が指定するリサイクル業者（以下「本リサイクル業者」という。）に売却させるものとする。
- 4 丁は、本リサイクル業者をして、前項の規定により本処理業者が売り渡す中間処理済みペットボトルを買い受けさせるよう最大限努力する。
- 5 丁は、本リサイクル業者をして、第3項の規定により本処理業者から買い受けた中間処理済みペットボトルを使用して、ベレット又はプリフォームを製造せしめるよう最大限努力する。
- 6 丁は、前項に基づき製造されたベレット又はプリフォームを使用して製造されたペットボトルを、丁が製造・販売する製品の容器として使用するものとする。

### 第4条（乙が収集した使用済みペットボトルのリサイクル）

- 1 乙は、乙が収集した使用済みペットボトルを、本処理業者に搬入し、当該本処理業者による中間処理を経た使用済みペットボトル（以下この条において「中間処理済みペットボトル」という。）を丙に売り渡す。
- 2 丙は、前項の規定により乙から買い受けた中間処理済みペットボトルを、本処理業者に売り渡し、所有権を移転する。
- 3 丙は、前項の規定により本処理業者に売り渡した中間処理済みペットボトルにつき、当該本処理業者をして、本リサイクル業者に売却させるものとする。
- 4 丁は、本リサイクル業者をして、前項の規定により本処理業者が売り渡す中間処理済みペットボトルを買い受けさせるよう最大限努力する。
- 5 丁は、本リサイクル業者をして、第3項の規定により本処理業者から買い受けた中間処理済みペットボトルを使用して、ペレット又はプリフォームを製造せしめるよう最大限努力する。
- 6 丁は、前項に基づき製造されたペレット又はプリフォームを使用して製造されたペットボトルを、丁が製造・販売する製品の容器として使用するものとする。

#### 第5条（守秘義務）

- 1 甲、乙、丙及び丁は、本事業の実施に当たって知り得た相手方の機密情報を、相手の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示又は漏えいしてはならない。
- 2 甲、乙、丙及び丁は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責任を負うものとする。

#### 第6条（協定の有効期間）

本協定の有効期間は、令和7年3月1日から令和8年2月28日までとする。ただし、有効期限が満了する1か月前までに甲、乙、丙又は丁が書面により特段の申出を行わないときは、有効期限が満了する日の翌日から1年間、本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

#### 第7条（補則）

本協定書に定める事項に関して疑義が生じたとき、本協定書に定められた内容を変更するとき又は本協定書に定めのない事項については、協議の上、別途覚書を取り交わして決定し、処理するものとする。

#### 第8条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲、乙、丙及び丁は、自らが暴力団、その関係団体、これらの構成員、関係者その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）でないこと、及び過去に反社会的勢力ではなかったことを保証する。

- 2 甲、乙、丙及び丁は、それぞれが反社会的勢力との関係を一切遮断していることを保証する。
- 3 甲、乙、丙及び丁は、他の当事者が第1項又は前項に違反した場合、何らの通知催告を要せず直ちに本協定を解除することができるものとし、これによって生じた損害を当該被解除当事者に対して請求できるものとする。
- 4 前項の規定により本協定が解除された場合には、被解除当事者は、当該解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

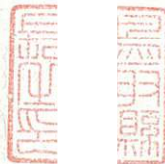
以上、本協定書の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁がそれぞれ記名押印又は署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年2月12日

甲 鳥取県米子市淀江町西原1129番地1  
鳥取県西部広域行政管理組合  
管理者 米子市長 伊木隆司



乙 鳥取県境港市上道町3000番地  
境港市  
境港市長 伊達憲太郎



丙 鳥取県西伯郡伯耆町口別所630番地（リサイクルプラザ内）  
鳥取県西部再生資源事業協同組合  
理事長 稻田祥悟



丁 大阪府大阪市北区茶屋町16-1 H'0 梅田茶屋町  
永伸商事株式会社  
代表取締役社長 山本伸次

